

三重県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成19年 2月 1日条例第16号

改正 平成28年 2月26日条例第 7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定による勤務時間、休暇等については、三重県の職員の例による。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成28年2月26日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。